

加工原料乳の価格形成の考え方について

(平成13年10月16日 第4回事業推進委員会)

基本的考え方

今後の加工原料乳の価格形成の考え方については、乳製品・加工原料乳制度等検討委員会の報告「生乳取引のあり方についての考え方(平成12年11月)及び酪農乳業情報センター(以下「センター」という)第2回事業推進委員会(平成13年6月11日)における検討を踏まえ次のことを考慮することとする。

注) 乳製品: 特定乳製品(バター、脱脂粉乳、全脂加糖練乳、脱脂加糖練乳、全粉乳、加糖粉乳、全脂無糖練乳、子牛の飼料用脱脂乳の8品目)

加工原料乳: 特定乳製品に仕向けられる生乳であって、農林水産省令で定められる規格に適合するもの

1. 基本的ルールの設定

加工原料乳の取引については、取引当事者による自由で対等な交渉に委ねる中で、その合理化、迅速化を図るために基本的ルールを設定する。

注) 取引当事者: 指定生乳生産者団体 再委託の場合は全国連を含む と個別乳業者

2. 用途の特性を踏まえた価格形成

生乳の用途別取引を前提に、加工原料乳の特性を踏まえた価格形成を行う。

注) 生乳: 加工原料乳及びその他の生乳であって、農林水産省令で定められる規格に適合するもの

3. 透明性のある価格形成

加工原料乳取引について、乳製品の価格、需給動向等の市場実勢を反映した可能な限り透明性のある価格形成を行う。

4. 国産乳製品の重要性を共有化

生産者、乳業者、流通業者、消費者等が国産乳製品の重要性を共有化し得る公正かつ客観的なデータの公表に努める。

基本的ルール

1. 加工原料乳の交渉に当たって

(1) 相対による交渉

農産物の取引方法としては、せり取引、入札取引及び相対取引が採用されている。これらの取引方法の中で、入札取引は、生乳や乳製品の需給動向を的確に反映した価格形成を推進する観点からは、優れていると考えられる。

しかし、現状の加工向原料乳の逡減傾向、原料乳製品の需給動向を考慮すると、入札取引の導入については、これまでの検討を踏まえ、その具体的手法等について試験的導入も視野に入れた更なる検討が必要と思われる。

一方、相対取引は、取引当事者双方にとって生乳の需給調整と生乳価格の安定の観点からは、入札取引よりも優れている。また、我が国をはじめ世界各国における生乳取引の太宗が相対取引により行われている。

したがって、当面、加工原料乳取引は取引当事者による相対取引を基本としつつ、可能な限り経済的合理性と透明性のある生乳取引に努めることが適当と考えられる。

(2) 一年間毎の契約

これまでの生乳取引契約の存続期間は1年間であるが、生乳の需給事情を適切に反映した価格形成を推進する観点から、半年又は四半期ごととすることが考えられる。

しかしながら、生乳の安定調達及び生乳価格の安定等の観点、並びに新たな制度への円滑な移行に配慮し、当面、生乳取引契約の存続期間は現行の1年間とする。

(3) 12月交渉開始、3月末終了

これまでの生乳の取引交渉は、生乳取引契約に基づき、契約の有効期間満了の2か月前(1月末)までに次年度の契約更新の意志表示を行い、交渉を開始している。

今後は、取引当事者が12月から交渉を開始し、遅くとも3月末日までに取引契約の更新を完了する。なお、交渉に当たっては、新年度における酪農・乳業関連施策を考慮するものとする。

2. 交渉に当たっての共通の思考様式

(1) センターの情報提供

センターは、加工原料乳の価格形成に影響を及ぼす要素に関して可能な限り客観的な情報を収集し、提供することにより、取引当事者の情報の共有化を図り、加工原料乳取引交渉の合理化、迅速化に資するものとする。

(2) 前年度の取引価格が起点

平成13年度の加工原料乳の取引価格は、取引当事者によって次のように決定された。

$$\begin{aligned} & \text{平成13年度取引価格} \\ & = \text{平成12年度取引価格} \pm \text{影響する要素} \end{aligned}$$

今後とも、次年度の交渉は、前年度の取引価格を起点とする。

但し、その起点となる取引価格は、次年度の上限価格、下限価格等を意味するものではない。

(3) 交渉の進め方

基本的データの提供

平成12年度の基準取引価格は、バター、脱脂粉乳等の主要な乳製品の市場から得た価値から製造販売経費等を控除して算出されたものである。また、この方式は、主要酪農国に

おける加工原料乳の価格形成においても主流の考え方でもある。従って、今後とも、取引当事者は、これまでの乳業者支払い可能乳代の基本的な考え方を踏まえるものとする。

したがって、センターは、乳業者支払い可能乳代を構成する下記の各要素について変化率等を算定するために必要な基本的データを示す。

$$\begin{aligned} & \text{乳業者支払い可能乳代} \\ & = \{ (\text{乳製品の販売価格} \\ & \quad - \text{卸売業者のマージン} \\ & \quad - \text{製造業者の利益} \\ & \quad - \text{製造販売経費}) \\ & \quad \div \text{単位当り製造必要乳量} \\ & \quad \times \text{生乳換算量ウェイト} \} \end{aligned}$$

副次的データの提供

センターは、の基本的データに加え、需給事情、生乳生産費、内外価格差等の加工原料乳の価格形成に影響する要素に関する情報について副次的データとして提供する。

データの活用及び地域事情を考慮した乳価交渉

取引当事者は、センターから提供されるとのデータを活用し、加工原料乳をめぐる情勢について、認識の共有化に努めるとともに、需給調整に係る取引当事者間の機能分担等の地域の個別事情を考慮した交渉をする。

$$\begin{aligned} & \text{新しい加工原料乳価} \\ & = \text{前年度乳価} \\ & \quad \times \text{基本的データの変化率等情報} \\ & \quad \pm \text{副次的データ情報} \\ & \quad \pm \text{地域の個別事情} \end{aligned}$$

3. 考慮すべき事項等

次の事項については、加工原料乳の価格形成に

おける共通の思考様式の中に具体的に数値化することは困難であるが、国産の乳資源・乳製品の安定供給を図る観点から特に考慮するものとする。

(1) 需給事情

取引当事者は、品目別の牛乳・乳製品及び生乳の需要予測と供給見通しを共同で行い、これらの需給に関する認識を共有化するものとする。

(2) 生乳生産費

乳製品・加工原料乳等の制度改革においても、生乳生産費の変動を考慮した生産者補給金が継続される。更に、加工原料乳価の低落部分には経営安定対策によって一定の補填がなされるが、取引当事者は、生乳生産費の動向について共通の認識を持つものとする。

注) 生産者補給金：農畜産業振興事業団が不足払法第 11 条の規定に基づき交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金

経営安定対策：不足払法第 5 条に基づき、平成 13 年度から加工原料乳価が低落した場合、酪農経営に及ぼす影響を緩和するために生産者積立金を積み立てたものに対して交付する新たな交付金

(3) 内外価格差

乳業者は、代替乳資源も含めた割安な海外原材料調達の選択肢を持つ実需者を顧客とするとともに、輸入最終商品との市場競争に直面している。取引当事者は、これらの代替乳資源や輸入最終商品の内外価格差の実態と国際的な乳資

源市場の動向に共通の関心を示すものとする。

加工原料乳取引に用いられるデータ

1 . 適時適切なデータ提供

加工原料乳取引に用いられるデータとしては、センターが発信するものと取引当事者が独自に収集するものがある。そのうちセンターが発信する情報は、の 2 の (3) の 基本的データと 副次的データに区分することができる。

これらのデータは、取引当事者の業務に配慮して、月別、四半期別、半期別、年度別等の単位で適時適切に提供されるものとする。

2 . 信頼性のあるデータ提供

データ提供に当たっては、適切性(取引当事者のニーズに適合するか)、正確性(収集・報告に信頼性があるか)、最新性(現在の意志決定に十分に新鮮であるか)、公平性(収集・報告に客観性があるか)等に配慮し、標本の取り方、調査の手段、調査機関等の情報収集に係る統計技術的側面についても可能な限り情報提供するものとする。

また、既存の乳製品の価格動向に関する情報と比較し、よりの確に需給動向が反映された情報を収集するために、センターの独自情報収集のあり方、関係機関との積極的提携を検討する必要がある。

3 . 基本的データの種類

(1) 乳製品の販売価格

農水省「大口需要者価格」等

(2) 卸売業者のマージン

財務省「法人企業統計調査」

(3) 製造業者の利益

財務省「法人企業統計調査」より算出

(4) 製造販売経費

農水省「乳製品生産費調査」等

なお、工場の稼働率や規模などの格差を勘案すべきとの指摘はあるが、農水省から公表されるデータが全国平均一つであり、信頼性と公示性と連続性を考慮し、北海道と都府県を区分することなく現行と同様とする。

(5) 生乳換算量ウェイト、単位当り製造必要乳量

農水省「乳製品生産費調査」等より算出

4 . 副次的データの種類

(1) 農水省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」等による経産牛頭数、経産牛1頭当たり乳量、牛乳・乳製品生産量等

(2) センターによる生乳の需給見通し等

(3) 農畜産業振興事業団「畜産の情報」等による牛乳小売価格等

(4) 「USDA」、「ZMP」、「ADC」等による主要酪農国情報等

今後の課題

1 市場実勢をより反映した加工原料乳の価格形成

需給動向をよりの確に反映した信頼性と公示性のある乳製品の価格情報を収集する新たな手法を検討するとともに、生乳の契約期間や乳成分取引のあり方等の検討によって、乳製品の価格、需給動向等の市場実勢をより適切に反映した加工原料乳価格を形成する努力が求められる。

2 的確な需給動向の現状把握と予測に関する手法の検討

牛乳・乳製品の安定供給を目指した、生乳及び牛乳・乳製品の的確な需給動向の現状把握と予測に関する新たな手法の検討が必要である。

3 . センターの情報収集力の強化

国及び農畜産業振興事業団のデータとともに、センターの独自の情報収集に努め、客観的かつ公平なデータを公表することが求められる。

4 環境保全や安全衛生に対する投資についての検討

生産者、乳業者双方の経営の安定を図る観点から、生産者の環境保全や乳業者の安全衛生に対する社会的使命から生じる新たな投資等を生乳取引においてどのように配慮するか等の検討が必要である。

以上